

表-12.1(5) 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要

該当箇所		相違の概要	
6.15 廃棄物等	(1)調査	知事意見を勘案し、調査結果の概要及びその整理・解析の結果を、より正確により丁寧に分かりやすく記載した。	
	(2)予測	知事意見を勘案し、予測結果を、より正確により丁寧に分かりやすく記載した。 ・伐採樹木、コンクリート塊・アスファルト塊の予測を修正した。 ・石垣市の一般廃棄物の処理能力等を追記し、資源化や処理が十分可能な根拠を示した。	
	(3)評価	知事意見を勘案し、評価については、より丁寧に分かりやすく記載することとし修正した。	
第7章	環境保全措置等	事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として予測を行った結果、影響が考えられるものについて環境保全措置を講じるよう整理を行った。	
第8章	事後調査等	事後調査は、主務省令に基づき、整理をし直し、「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、工事の実施中及び供用開始後において行う調査」とした。 また、事後調査とは別途、環境監視を実施するものとした。	
第9章	総合評価	知事意見を勘案し、より丁寧に分かりやすく記載することとし修正した。	
第10章		委託した者の担当項目を記載した。	